令和９年度　　保護者の皆様へ

「児童クラブ」の児童募集案内

児童クラブでは、**保護者が就労などにより子どもの保育ができない家庭**の児童を対象に、放課後の健全な遊びや生活の場を提供しています。

このたび、令和９年４月から令和１０年３月までの期間の児童クラブへの入会児童を募集します。

１　対象児童の条件

⑴　保護者が就労をしているため、こどもの保育ができない家庭の児童
⑵　保護者が長期療養のため、こどもの保育ができない家庭の児童
⑶　保護者が長期にわたって家族内の病人や心身に障害のある人を常時介護しているため、こどもの保育ができない家庭の児童
⑷　その他、市社会福祉協議会がこどもの保育ができないと認めた家庭の児童

※　申込者数が定員を超過する等により、条件に該当していても入会できない場合があります。
※　指定校変更制度を利用する場合は、放課後児童クラブを利用できない場合がありますので、入会申込の際は必ずご相談ください。
※　保護者負担金を滞納されている場合（兄弟姉妹分含む）や児童クラブの決まりごとを守れない場合は、利用できない場合があります。

２　開所日

※現時点での予定であり、変更される場合があります。

月曜日から土曜日

※　土曜日は、市内の児童クラブを６ブロックに分け、ブロック内の輪番制により合同で開所します。
※　日曜日、祝日、年末年始は閉所します。

３　開所時間

※現時点での予定であり、変更される場合があります。

⑴　授業日　：　放課後から午後６時まで
⑵　土曜日・学校の長期休暇中（夏休み、冬休みなど）　：　午前７時３０分から午後６時まで

４　保護者負担金

物価高騰等の影響により、令和9年度の負担金額は変更される可能性があります。

区　　分		対象月	Ｒ８　負　担　金（月　額）
１	生活保護世帯 ※負担金の適用に「生活保護受給者証明書」が必要	通　年	０円
２	市県民税非課税世帯　かつ　ひとり親 ※負担金の適用に「同居の父、母、祖父、祖母等（入会児童の兄弟姉妹は除く）全員分の令和８年度市県民税非課税証明書」が必要 ※令和９年６月以降（令和９年度課税開始後）においても、令和８年度市県民税非課税証明書が必要となります。	８月以外	5,000 円（2人目からは 4,500 円）
		８月	6,000 円（2人目からは 5,000 円）
		※1 夏休み	6,000 円（2人目からは 5,000 円）
３	上記以外の世帯	８月以外	8,500 円（2人目からは 7,000 円）
		８月	10,000 円（2人目からは 8,000 円）
		※1 夏休み	10,000 円（2人目からは 8,000 円）

- **出席日数にかかわらず、１か月分を負担いただきます。**
- 年度途中の申込も可能です。
- 保護者負担金の徴収は原則、島田掛川信用金庫の口座から口座振替となります。

※1　対象月夏休みは「各小学校の夏休み開始から終了まで」です。

5　入会の申し込み・決定

R9 申込 HP

⑴　申込期間　　クラブごと異なりますので小学校に設置されているクラブへ確認ください。
⑵　申込場所　　各児童クラブ
⑶　決定時期　　令和9年2月上旬を予定
⑷　年度途中の申込期間　入会希望月の3ヶ月前の月初から前々月末まで
※夏休み・8月入会の申込については4月初めから5月末まで
⑸　必要書類　　①　児童クラブ入会申込書
②　保育できない理由を証明する書類（両親は必須、**市内在住の７４歳以下の祖父母**（※S274.1 生まれ以降）は任意ですが、提出いただければ、入会審査において加点となります。採点後に提出された場合は、次回入会審査時に加算します。）
※提出書類は全て A4 サイズに統一してください。

保育できない理由	証明書類	注意事項
就労	・就労証明書 ※個人事業主の方は、開業届等の書類を提出いただく場合があります。	固定就労の場合には、終業時刻が１４時以降であること、変則就労の場合には、月８０時間以上かつ１４時以降の日がある就労であることが入会条件の目安 ※農業従事者は申立書も提出してください
疾病・負傷	・意見書	家庭保育が困難である旨の医師の所見の記載が必要
障害	・障害者手帳（写し）※裏表両面	
介護・看護	・申立書 ・介護保険証（写し）※裏表両面 ・障害者手帳（写し）※裏表両面 ・意見書 など	介護・看護を受ける場合はご自身の介護保険証等を提出 介護・看護する場合は、介護・看護する方の介護保険証等と申立書を提出
出産	・母子手帳（写し） ※表紙と出産予定日記載ページ	出産時の利用期間は出産予定日の前2か月から産後3か月以内
育児休業	・就労証明書	育児休業を取得していることを証明してください
就学	・在学証明書 ・授業の予定表	通信教育など授業時間が固定でない場合は対象外
その他	・申立書	・申立の内容によっては入会基準を満たさないと判断する場合があります **・できる限り詳細に記載してください**

③　負担金を減額する場合の証明書
・生活保護世帯：生活保護受給者証明書
・市県民税非課税世帯 かつ ひとり親：同居の父、母、**祖父、祖母等全員分の**令和８年度市県民税非課税証明書

⑹　その他
・入会申込書類は、各児童クラブにて配布します。
・提出書類の記載誤りを修正する場合は、２重線で見え消しとしてください。
・記入は、黒のボールペンの使用をお願いします。また、修正ペンは使用しないでください。
・入会できなかった場合に後から家庭で保育できない理由をお伝えいただいても対応できません。
・**提出期限に間に合わなかった場合は、期限内提出分を審査後に、空き枠の状況により審査となります。**

○児童クラブの入会にあたり・・・例年、入会決定後のキャンセルがあります。
入会を申し込む前に、「児童クラブの利用が本当に必要なのか？」ご家族でよく話し合って申請をしてください。また、児童クラブは、放課後に保育を必要とする児童が利用する場所ですので、**保護者のお仕事がお休みなど、家庭での保育が可能な日は、家庭で過ごしてください**。迎えの時刻も同様に、保護者の就労等の状況に合わせた速やかな迎えをお願いします。

6　問い合わせ

各児童クラブ
午前１０時００分～午後６時まで（指導員不在の場合があります。ご了承ください。）